

智頭町空き家家財道具等整理補助金交付要綱

平成21年6月1日

要綱第178号

(趣旨)

第1条 智頭町は、町内の空き家の有効的な活用と、定住人口の増加により地域の活性化を図るため、本町以外に居住していた者が智頭町に転入し、町内の空き家を利用する場合、空き家の提供者又は移住者に対し智頭町空き家家財道具等整理補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、智頭町補助金等交付規則(昭和48年智頭町規則第8号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「移住者」とは、本町の住民基本台帳に記録されていない者又は智頭町に転入して5年を経過していない者であって、補助金の申請日前1年以内に智頭町から転出したことがない者。ただし、地域おこし協力隊は任期を満了した日から、引き続き智頭町に定住をした場合、任期満了日を智頭町への転入日として算定することとする。

(交付目的)

第3条 自らが所有する空き家を智頭町空き家バンクに登録した者(以下「登録者」という。)が、自らが所有する智頭町空き家バンクに登録した物件(以下「登録物件」という。)を、移住者に対し売却又は賃貸しを行い、登録物件内の不要物等の処分を行ったとき、登録者若しくは移住者に対し補助金を交付することにより、移住者の住環境を整備し、移住促進及び空き家活用を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、補助金の交付を申請した日において、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 登録者と移住者が登録物件について売買契約又は賃貸借契約を行っていること。
- (2) 登録物件を購入し、又は賃借する者は、登録者の3親等以内でないこと。
- (3) 町税等を完納していること。この場合、町税等とは町税、上下水道料金、保育料等、町に納付すべきものをいう。

(補助金の種類および額)

第5条 補助金の種類及び額は、次表に掲げるとおりとする。

内容	補助金の額
空き家登録者又は移住者が、登録物件内の不要物の処分を行った場合	事業費の2/3(上限 400,000円)

(補助金の支給制限)

第6条 補助金は、予算の範囲内で交付する。

2 補助金は、該当する空き家に対して1回に限り交付する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、智頭町空き家家財道具等整理補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 建物売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (2) 家財道具処分費が確認できるもの
- (3) 誓約書(様式第2号)

(4) 登録者が移住者に対して家財道具処分を許可したことが確認できる書類(移住者が申請する場合)

(交付決定)

第8条 町長は、補助金の交付申請があつたときは、当該交付申請について内容を審査し、交付と認めたときは速やかに交付の決定をするものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定したときは、申請者に対して補助金交付決定通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(補助事業等の変更)

第9条 規則第10条の町長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外とする。

(1) 補助金の増額

(2) 補助金の2割を超える減額

(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業が完了した日から30日以内に、智頭町空き家家財道具等整理補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 家財道具処分費用の分かる書類

(2) 家財道具処分費用の領収書

(3) 移住者が智頭町へ転入していることが記載されている住民票

(4) その他、町長が必要と認める書類

(補助金の返還等)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 登録者が補助金を受けた場合、移住者が転入した日から5年以内に智頭町から転出した場合において、転出後に空き家バンクへ再登録しない、また、新たに賃貸しを行うよう努めないとき。

(2) 補助金を受けた空き家を、交付の決定を受けた日から5年以内に取り壊したとき。

(3) 補助金の交付の提出した書類に偽り、その他不正があつたとき。

(4) 移住者が補助金を受けた場合、5年未満に智頭町から転出、又は生活の拠点を町外に移した場合。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月1日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

智頭町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電 話

智頭町空き家財道具等整理補助金交付申請書

智頭町空き家財道具等整理補助金の交付を受けたいので、智頭町補助金等交付規則及び智頭町空き家財道具等整理補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業費 円

2. 補助金の額 円

3. 空き家の所在地 智頭町大字

4. 売却又は賃貸の契約年月日 年 月 日

5. 添付書類
①売買又は賃貸借契約書の写し
②誓約書
③家財道具処分に係る見積書の写し
④その他町長が必要と認める書類

別表

年 月 日

智頭町空き家財道具等整理補助金事業収支予算書（決算書）

1 収入

科 目	金 額（円）	備 考
町補助金		
自己資金		
合 計		

2 支出

科 目	金 額（円）	備 考
合 計		

※移住者が申請する場合

年 月 日

確認書

空き家所有者 住 所

氏 名 印

私の所有する下記の住宅について、智頭町空き家財道具処等整理事業により家財道具処分をすることに同意します。

記

1. 住宅の所在地
- 八頭郡智頭町大字
2. 住宅の入居者

様式第2号（第7条関係）

誓 約 書

私は、智頭町空き家財道具整理補助金交付要綱第11条のいずれかに該当することとなったときは、同条の規定に基づく返還命令に従い、既に交付を受けた補助金を返還します。

年 月 日

申請者
住 所
氏 名
電 話



智頭町長 様

様式第 3 号(第 4 条関係)

智頭町空き家財道具等整理補助金申請に係る納税等情報確認承諾書

私は、智頭町空き家財道具等整理補助金の申請にあたり、当業務以外の目的で使用しないことを条件とし、補助金の交付決定に必要な個人情報の閲覧を承諾します。

智頭町長 様

年 月 日

申請者 住 所 八頭郡智頭町大字

氏 名 (印)

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

智頭町長

智頭町空き家家財道具等整理補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった智頭町空き家家財道具等整理補助金について、智頭町補助金等交付規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり交付することを決定したので、同規則第 8 条の規定により通知します。

記

- | | |
|------------|------------------|
| 1. 補助金等の種別 | 智頭町空き家家財道具等整理補助金 |
| 2. 事業費 | 円 |
| 3. 補助金等の額 | 円 |

様式第 5 号（第 10 条関係）

年 月 日

智頭町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電 話

智頭町空き家家財道具等整理補助金実績報告書

智頭町空き家家財道具等整理補助金に係る事業が完了したので、智頭町補助金等交付規則及び智頭町空き家家財道具等整理補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1. 事業費 円
2. 補助金の額 円
3. 空き家の所在地 智頭町大字
4. 売却又は賃貸の契約年月日 年 月 日

別表

年 月 日

智頭町空き家財道具等整理補助金事業収支予算書（決算書）

1 収入

科 目	金 額（円）	備 考
町補助金		
自己資金		
合 計		

2 支出

科 目	金 額（円）	備 考
合 計		